

# 「港南区寄り添い型学習支援事業委託」受託候補者特定に係る実施要領

## （趣旨）

第1条 この要領は、港南区入札参加資格審査・業者選定委員会要綱（以下「委員会要綱」という。）第8条の規定に基づき、港南区寄り添い型学習支援事業（以下「支援事業」という。）を公募型プロポーザル方式により受託候補者を特定する場合の手続等について定める。

必要な手続等については、横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱及び横浜市委託に関するプロポーザル方式運用基準に定めがあるもののほか、この実施要領に定める。

## （実施の公表）

第2条 実施の公表にあたっては、実施要領、提案書作成要領、提案書評価基準及び仕様書により、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 当該事業の概要
- (2) プロポーザルの手続き
- (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (4) 評価委員会及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

## （審議事項）

第3条 委員会要綱第8条に定められた審議事項は、次のとおりとする。

- (1) プロポーザルの実施に関する審査
  - ア プロポーザルの評価方法の決定
  - イ 提出要請書の審査
  - ウ その他必要と認めるもの
- (2) 特定に関する審査
  - ア プロポーザルの評価
  - イ 受託候補者の特定
  - ウ プロポーザルの評価結果の通知

## （参加資格）

第4条 特定非営利活動法人、公益的法人、社会福祉法人、学校法人、その他民間法人等で、次の各号すべてに該当する団体。

- (1) 本事業の趣旨を十分に理解していること
- (2) 本事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができること

- (3) 児童福祉や青少年自立支援・健全育成等について活動実績があり、中学生、高校生世代及びその保護者に対する支援を提供できること
- (4) 学校等の関係機関や、地域で活動している団体・NPO法人等と連携・協力し、効果的な支援が行えること
- (5) 代表者若しくは役員が、以下の項目に該当しないこと
  - ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行が終わっていない者
  - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を今後受ける可能性がある者
- (6) 代表者もしくは役員が、指定暴力団の構成員ではないこと
- (7) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと
- (8) 宗教活動又は政治活動を主たる目的としていないこと
- (9) 市税を滞納していないこと
- (10) 横浜市的一般競争入札参加資格者名簿に登載されていること又は委託契約を締結するまでの間に搭載されていることが見込まれること。

(参加表明手続)

第5条 参加を申請する法人は、参加意向申出書を区長に提出しなければならない。

(参加資格の確認と提出要請書の送付)

第6条 区長は、前条の規定に基づき参加意向申出書を提出した法人に、参加資格確認結果を通知する。参加資格を確認した法人には、提出要請書を送付し、提案書の提出を要請する。

- 2 資格を有することを認められない旨の通知を受けた法人は、書面によりその理由の説明を求められることができる。なお、書面は区役所が通知を発送した日の翌日起算で、区役所閉庁日を除く5日後の午後5時までに参加意向申出書提出先まで提出しなければならない。
- 3 前項により説明を求められたときは、区役所が書面を受領した日の翌日起算で、区役所閉庁日を除く5日以内に説明を求めた法人に対し、書面により回答する。

(提案書の内容)

第7条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは、別に定める。

- (1) 法人の概要・事業実績
- (2) 支援事業の業務実施方針
- (3) 支援事業の業務実施体制及び人員確保
- (4) 支援事業の業務実施内容と実施手法
- (5) 支援事業の管理運営
- (6) 支援事業の事業予算

(評価)

第8条 プロポーザル方式により受託候補者を特定するための評価事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 支援事業に対する法人の経験及び実施能力
- (2) 支援事業実施方針の妥当性
- (3) 支援事業実施体制・人員確保の妥当性及び有効性
- (4) 支援事業提案内容・実施手法の実現性及び実効性
- (5) 支援事業管理運営の妥当性
- (6) 事業予算のバランスの妥当性
- (7) その他、独創性、事業への取組意欲等について

2 プロポーザルの評価にあたっては、提案書を提出した法人（以下「提案者」という。）にヒアリングを行うものとする。

3 提案書の内容及びヒアリング結果を基に、当該業務に最も適した提案者を特定する。

4 評価の採点が同点の場合は、地方自治法施行令第167条の9に基づき、くじ引きとする。

5 提案者が1者の場合にも評価を実施する。

6 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者に通知する。

(プロポーザル評価委員会)

第9条 評価委員会は、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

- (1) 評価の着眼点、評価項目及びそのウエイト並びに評価基準の確認
- (2) ヒアリング
- (3) 提案書の評価
- (4) 評価の集計及び報告

2 評価委員会には次の者を委員とし、委員長及び副委員長を置く。

- (1) 港南区総務課長（委員長）
- (2) 港南区福祉保健課長（副委員長）
- (3) 港南区地域振興課長
- (4) 港南区こども家庭支援課学校連携・こども担当課長
- (5) 港南区生活支援課長

3 委員長が事故等により欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。

4 評価委員会は、委員の5分の4の出席をもって成立する。また、提案書の評価にあたり実施したヒアリングに欠席した評価委員は、採点ができないものとする。

5 委員長は、評価結果を港南区入札参加資格審査・業者選定委員会に報告するものとする。

6 委員会の総務は、港南区生活支援課が行う。

(評価結果の通知)

第 10 条 区長は、受託候補者として特定した法人（以下「特定者」という。）及び特定しなかった法人（以下「非特定者」という。）に結果通知書により通知するものとする。

- 2 非特定者は、書面により、特定されなかった理由の説明を求めることができる。  
なお、書面は区役所が通知を発送した日の翌日起算で、区役所閉庁日を除く 5 日後の午後 5 時まで提案書提出先まで提出しなければならない。
- 3 前項により説明を求められたときは、区役所が示した提出期限日の翌日起算で、区役所閉庁日を除く 5 日以内に説明を求めた者に対し、書面により回答する。

(特定の効力)

第 11 条 特定者の特定の効力は、特定者が事業を開始した年度から起算して 5 か年度とする。

- 2 区長は、前項の規定にかかわらず、特定者が次の各号のいずれかに該当し、事業の受託者として適当でないと認めるときは、特定の取り消し又は運営の停止を命じることができる。
  - (1) 事業運営にあたって、区との連携及び協力の姿勢がないとき
  - (2) 事業の委託契約について重大な違反があり、そのことにより委託契約を継続することが困難なとき
  - (3) 第 6 条に規定する提案書に、虚偽の記載があったとき
  - (4) その他受託者として適当でないと区長が認めるとき
- 3 前項のほか、受託者が初年度の申請書類の提出以降、契約の締結までの間又は運営期間における毎年度の委託契約時点において、横浜市一般競争参加停止及び指名停止等措置要綱に基づく停止措置を受けている場合には、本件の選考、契約手続への参加資格並びに運営法人特定の効力を取り消すことができる。

(その他)

第 12 条 この要領の運用において必要な事項は区長が定めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和 6 年 11 月 29 日から施行する。